

第9回＜景観整備機構＞人材募集案内

景観整備機構に人材登録しませんか！

(一社) 埼玉県建築士事務所協会

景観整備機構代表 栗田政明

当協会では、平成20年度「景観整備機構」として埼玉県の指定第1号を取得して以来、景観・まちづくり事業を進めています。

「景観整備機構」は、景観形成の担い手として公的かつ法的に位置づけられたものです。景観法に基づき景観行政団体から指定を受け、行政や地域住民と一緒に、景観を良くしていこうと取り組んでいくための組織です。

当「景観整備機構」では、業務として次のようなことを想定しています。これらの業務は、ボランティア活動ではなく、景観・まちづくりのプロフェッショナルとしての仕事になることをめざしています。

- ① 景観計画の策定業務を景観行政団体から受託
- ② 景観計画区域や景観地区の基準づくりを市民と協働で作成
- ③ 景観計画策定委員会、景観審議会等へ委員として派遣
- ④ 住民の景観意識啓蒙のためのイベント企画・運営・実施
- ⑤ 景観上重要な歴史的建築物の利活用・運営のための調査及び方策の検討
- ⑥ 景観に関する調査・研究及び提案
- ⑦ その他、景観法第93条第1, 2, 3, 6, 7号に規定する業務

[これまでの事業実績]

平成20～21年度、秩父街道・吾野宿の「吾野宿再生計画案」を作成。埼玉県より平成22年度「県内61カ所の地域景観資源発掘事業」、平成23年度「県内電飾看板実態調査」を受託し、調査結果をまとめ提出しました。

また、平成25年度には飯能市「旧平沼邸」、平成26年度には吾野宿「石田家、大河原家、高山家」の3棟を県に景観重要建造物指定提案をおこない指定されました。

「景観整備機構」の業務は支部においてチーム編成することを基本とします。依頼業務の対応と積極的な働きかけを行っていくために人材育成を図り、人材登録リストを充実していくものです。(これまで42名が登録されています。)

「景観整備機構」の業務やまちづくりに関心のある方、ぜひ応募して下さい。

—裏面にてお申し込み下さい—

＜応募の条件＞

- A. (一社) 埼玉県建築士事務所協会会員であること
- B. 景観整備機構運営委員会が開催する実務者講習会(年4-6回程度)を受講すること
(受講料各回毎500円、次年度の補講も可 ※1)
- C. 次のいずれかに該当すること
 - ① 景観整備機構業務の一つでも経験がある者
 - ② 景観整備機構業務の経験はないが、一つでも実践したい意志がある者

＜応募の方法＞

下記の応募様式に所定の事項を記入して当協会事務局へFAXにて申し込む。

送り先FAX 番号 048-864-9381

＜応募の期間＞ 平成 28年 7月 1日～ 7月 31日まで

＜応募は無料＞ 今回の人材募集による登録費用等は一切徴収しません。

＜問い合わせ先＞ 景観整備機構運営委員会 稲垣雄二まで
TEL 0480-22-8159

応募様式

フリガナ 氏名		年齢		性別	
住所	〒				
事務所名 (役職)					
TEL		FAX			
メールアドレス	@				
支部名					
応募の 条件C	① または ② いずれか該当する方に✓印をして下さい				

※1 今年度実務者講習会開催日は、日程及び内容を調整中です。決定次第ご連絡致します。